

〔研究ノート〕

馬車等による事故と被害者救済法理

——1800年代のフランス判例を中心に——

山 野 嘉 朗

1. はじめに
2. 1800年代の法理論状況と最高裁判例
3. 1800年代の下級審裁判例
4. おわりに

1. はじめに

筆者はこれまでフランスの交通事故補償制度について断続的に研究を続けてきたが、それらの研究成果の中に、自動車が登場する前の交通事故の法理についても言及したものがある¹。自動車の推進力は原動機（エンジン）による。原動機の存在しない時代の車両の推進力は牛馬のような動物の力である。フランスでは、そのような時代にあっても、事故の被害者を補償する法理が展開されていた。

上記論稿の中では、当時の法状況と重要な2件の最高裁判決の概要と意義を簡潔に解説した。もっとも、当時は下級審裁判例でも理論的対決が見られるので、事案を通して法律の運用状況を知ることは有益である。そこで、本稿では、上記論稿の内容を補正・補完すべく、上記最高裁判決の内容を詳らかにすると共に、同判決以前の下級審裁判例をピックアップして、

1 山野嘉朗「フランスにおける交通事故補償法理・制度の生成・展開——義務的自動車保険制度創設までの状況」鈴木辰紀先生古稀記念『現代保険論集』201頁（成文堂，2001）。

それらの内容も詳しく分析することにする。

2. 1800年代の法理論状況と最高裁判例

フランスにおいて自動車メーカーが登場し、自動車が普及し始めたのは19世紀末である。それ以前の陸上運送手段の中心は馬や馬車等に見られるように動物であった。当時は馬車による事故は稀ではなかったといわれており²、それらによる交通事故被害者の救済が法的課題であった。そこで、被害者保護の見地から馬車やその他の動物による事故についても法解釈上の工夫がなされてきた。

民法典起草者は、このような事故については民法典第1382条³（2016年の法改正により現行民法典第1240条）の原則の適用を考えていたようである⁴。これは、民法典第1385条⁵（2016年の法改正により現行民法典第1243条）は民法典第1382条の単なる適用例に過ぎないという考え方である。しかし、それでは被害者が動物所有者や御者の過失を立証しなければならないので、判例は被害者保護の見地から民法典第1385条の動物所有者（使用者）の責任の適用を認めていく（民法典第1385条の自律性の承認）。すなわち、動物を所有または使用する者の過失に着目するのではなく、それを所有または使用することに伴う責任に着目するのである。

そのリーディングケースとして、破毀院審理部1879年12月23日判決⁶を

2 G. Viney et autres, *Traité de droit civil : Les régimes spéciaux et l'assurance de responsabilité*, 4^e éd., 2017, n° 78.

3 他人に損害を生じさせる人の行為はいかなるものであってもすべて、過失によってそれをもたらした者に、それを賠償する義務を負わせる（法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典—物権・債権関係』135頁（法曹会、1982））。

4 山口俊夫『フランス債権法』141頁（有斐閣、1986）。

5 動物の所有者又はそれをを用いる者は、その使用中は、保管下の動物であれ、逸走した動物であれ、それが生じさせた損害について責任を負う（前掲注（3）136頁）。

6 Req. 23 décembre 1879, S. 1880. I. 463.

まず紹介する。

（１）破毀院審理部1879年12月23日判決

【判決要旨】

民法典第1385条が動物の所有者に課す責任は、反証可能な過失の推定を根拠とする。御しがたい馬の所有者について、たとえ所有者が当該馬の欠陥を知らなかったとしても、家事使用人である御者に生じた事故について責任を認めることはできない。というのも、その不知は、御者自身に帰責されるからである。

【事 実】

本事案は、家事使用人である御者のXが馬車を運転中に、同馬に起因する事故によって損害を被った結果、その損害の賠償を使用者である馬の所有者Yに対して請求するという事案である。根拠条文は民法典第1382条、第1383条、第1384条、第1385条であるが、第1385条の適用が最大の争点である。

原審判決（パリ控訴院1879年2月8日判決）は次のように判示して、Xの請求を棄却した。民法典第1385条はとくに原因行為について適用されるが、これは責任が認められる側の過失を前提とするものである。1875年9月1日の事故の原因となった過失がYに認められないのであれば、Yは生じた損害について賠償を拒否することができることは明らかである。

第1審裁判官によると、Yは事故を惹起した馬を自宅で管理していたが、同馬が御しがたいことを知っていた点で過失を犯したとされている。

しかしながら、同馬はX自身が選んだものであり、かつ、1875年6月23日、出会い売買で馬の入手を模索した後で、公売の手続で主人に同馬を購入させたのであるから、Xは同馬が制御困難であることを知るべきであった。その時に、Yが同馬の正確を知らなかったとしたら、それはXのせいである。その後、Yは馬をよく知る者に検査してもらったが、同馬は制御困難でも危険でもないとの見解であった。そのような肯定的な評価に支えられて、Yは同馬を保管したのである。したがって、第1審裁判官が、Yは同馬が

御し難いものであることを知っていたと判示したのは誤りである。以上から、Yに何ら過失を認めることはできない。

さらに、Xは同馬の性格を知らなかったわけではなからう。その職業柄、自分がさらされている危険およびその危険から身を守る知識を有していた。それにもかかわらず、事故の目撃者により、馬が車にうまく繋がれていなかった時に、Xは危険を回避できたにもかかわらず、予防措置をとらなかったことが確認されている。したがって、Xは、襲われた不幸について責めを負わなければならない。

以上の理由から、Yに命じられた責任を免除する。

以上の判示は次のように要約できる。①民法典第1385条等の適用を免れるためには、動物の所有者は自らが過失を犯していないことの証明で十分である、②御し難い馬を入手し、保管していたとしても所有者は過失を犯していない。これに対して、Xが上告したのが本件である。

【判 旨】 上告棄却

Y自身の過失は援用されていないし、使用人自身が自ら操縦していた馬が引き起こした事故の被害者であるが故に、民法典第1382条ないし1384条の適用は問題にならない。

民法典第1385条によって動物の所有者に課せられる責任は極めて一般的な過失の推定を根拠とするが、これは反証によって覆る。

認定事実によれば、本件では、反証が行われている。

所有者が馬の欠陥を知りつつ、同馬を保管したことにあるという理由で、第1審が誤って過失を認めたものの、原審により、本件事故は動物の所有者の過失に起因するものではないことが確認されていることは確かである。反対に、Yが同馬の欠陥を知らなかったこと、およびそれがもっともなことは、X自身および専門家らによって明らかにされている。というのも、Xは、自身が知っている馬の購入をYに懇願しており、また、専門家らは同馬が御しがたいものでもなく、また危険なものでもないことを保証していたからである。

他方、原審判決によると、事故の日にXは、その正確を熟知している同馬を車に上手く繋いでおらず、また、同馬の操縦もまずかったのである。そのようなプロとしての過失が自らを襲った不幸の唯一の原因となっているのであるから、誰に対しても弁明することはできない。

以上の事情から、原審判決は、民法典第1385条の適用を排除することができた。したがって、原審判決は、当事者各人が加害行為に関わった過失を犯したか否かについて判断する必要はなかった。

【分析】

本判決は、馬車による交通事故につき、民法典第1385条によって動物の所有者に課せられる責任は過失の推定を根拠とするとしつつも、所有者はかかる推定を覆すことによって免責されると解した上で、事故の発生については所有者にいかなる過失も認められないとして、利用者である御者の業務上の過失が事故の唯一の原因であると判示した。同判決は、民法典第1385条を過失推定規定と解することによって立証責任の転換を図り、その限りにおいて被害者保護を実現した。

しかし、本事案のように、動物の利用者側が自己の無過失の立証に成功すれば、被害者は賠償が受けられないという問題が残った⁷。

そこで、下記破毀院民事部1885年10月27日判決⁸は、さらなる被害者救済の法理を提示した。

（2）破毀院民事部1885年10月27日判決

【事実】

本件は、Yが所有・保管する家畜（ラバ）が石垣の上から落とした石が原因で損害を被ったXが、民法典第1385条を根拠としてYに対し損害賠償を求めたという事案である。

【判旨】破棄

7 G. Viney et P. Jourdain, *Traité de droit civil : les conditions de la responsabilité*, 4^e éd., 2013, n° 629.

8 Civ. 27 octobre 1885, *D. P.* 1886. 1. 207.

民法典第1385条に定める責任は、損害を惹起した動物の所有者または事故発生時にこれを利用していた者に課せられる過失の推定を根拠とするものである。

この推定は偶発事故または被害者が犯した過失を証明しなければ覆すことができない。

原審判決（グルノーブル控訴院1882年6月30日判決）は、Yの責任を消滅させる性質の事情を示すことなく、Xが被害者となった事故は、Yの過失、懈怠または不注意に起因するものであることが証明されていないと判示して、本件事故に関するYの責任を免除した。

このように判示した以上、原審判決は、民法典第1385条の規定に違反した。

【分 析】

本判決は、民法典第1385条の責任は過失の推定を根拠とするものであると判示しつつも、動物の所有者等は、自らに過失がなかったことを証明するだけでは足りず、偶発事故または被害者の過失を証明しなければならないと解している。したがって、本判決は過失の推定という言葉を使っているものの、実質的には責任の推定と解しているようである⁹。この事案自体は、馬車との衝突事故ではないが、この法理は当時の交通事故の主流を占めた馬車による事故に援用できるものであるから、被害者救済に大いに資するものといえよう。本判決以降、動物の行為の責任については、過失の推定を超えて、責任の推定（外部原因の証明がなければ免除されない法律上当然の責任（*responsabilité de plein droit*）という立場を採用することになった¹⁰。

この判例法理は、他方で、民法典第1384条第1項の無生物責任法理（責任推定法理）の基礎となっている点も注目される¹¹。既述のとおり、この

9 Viney et Jourdain, *supra* note (7), n° 629.

10 *Ibid.*

11 山口・前掲注（4）141頁。

時代の乗り物の動力源の中心は動物であったが、その後、自動車の登場によって、乗り物の動力源の中心が原動機に移行する。無生物責任法理は自動車事故に適用されていくことになるので（破毀院連合部1930年2月13日判決〈ジャンドゥール判決〉¹²）、この動物責任に関する法理の意義は少なくない。

以上のとおり、判例は牛馬車による交通事故については、民法典第1385条の民法典第1382条からの独立性を認めつつ、同条を過失推定の規定と解し、さらには実質上、責任推定の規定であると解することによって、被害者保護を拡大していった。

3. 1800年代の下級審裁判例

3-1. 裁判例

以下、年代順に注目すべき裁判例を紹介する。

(1) ドゥエ控訴院1864年11月12日判決¹³

【判決要旨】

① 動物の所有者は、動物が惹起した損害について責任を負うのであって、所有者側の過失の有無を調査する必要はない。

② 怒った動物を止めようと、その前に突進してきた人を負傷・死亡させた場合は、当該動物の所有者が生じた損害の賠償を負担する（被害者の妻子に対し損害賠償責任を負う）のであって、被害者の献身に有責性を認めることはできない。

【事 実】

Yは市場でAから牛を購入した。Yがこの牛を受け取るや否や同牛は突然怒り出し、街の通りを走った。その結果生じうる事故を防止するために

12 Ch. Réunies 13 février 1930, *D.* 1930, I, 57, note G. Ripert.

13 Douai, 12 novembre 1864, *S.* 1825. 2. 76.

Bは同牛の前に突進しこれを止めようとした。しかし、Bは重傷を負い、数時間後に死亡した。その妻のXは、自己および未成年の子の名義でYに対し損害賠償を請求した。

1864年4月21日、カンブレ初審裁判所 (tribunal de Cambrai) は、Xらの請求を認容して、Yに対し4000フランの賠償を命じた。Xはこの額を不服として控訴した。

【判 旨】

事故発生時に動物の所有者および保管者であったYは、動物が惹起した損害について責任を負うのであって、Yの側に過失があったか否かを調査する必要はない。実際、民法典第1385条は絶対かつ無条件に動物の加害者の責任を規定している。より不幸な事態が起らないよう、走行してくる牛を止めようと努めたBの献身を過失と見て責めることはできない。

【分 析】

本判決は、動物が引き起こした事故については民法典第1382条の原則の適用を排除してもっぱら民法典第1385条が適用できると判断している。それは、「Yの側に過失があったか否かを調査する必要はない。実際、民法典第1385条は絶対かつ無条件に動物の加害者の責任を規定している」という判示から明らかである。動物の所有者に過失がなくても責任を負う。すなわち、民法典第1385条を法律上当然の責任の規定と解しているようである。

(2) トゥールーズ控訴院1865年4月5日判決¹⁴

【判決要旨】

① 民法典第1385条によって動物の所有者またはこれを利用する者に課される責任は、その者に過失がなければ生じない。

② とくに動物によって負傷した者に過失がある場合は上記の者に責任

14 Toulouse, 5 avril 1865, S. 1865. 2. 205.

を課すことはできない。

【事 実】

原審のヴィルフランシュ初審裁判所（tribunal de Villefranche）は次のように判示した。種付けを終えたばかりの若い雌馬がY₁に操縦されて戻る際に、同馬は道を進んでいたに過ぎないXを蹴って負傷させた。その時点で、Xは同馬が後ろ足を蹴り上げるように興奮させていないし、同馬に接近してもいなかったことが判明している。Y₁は注意を払うべきであったし、Xに対し同馬から離れるよう警告すべきであった。何故ならば、Xは同馬が種馬との交尾によって極度に興奮する可能性があったからである。Xは慎重な人間であったため、距離を保って道を進んでいた。事故前の後ろ足による2回の跳ね上げはXにとって脅威であった。3回目の跳ね上げがXを負傷させたのであれば、Y₁はXから離れるべきであったのに、Xに接近したと推定される。というのも、同馬は過去の2回と同様の力で3回目の蹴り上げを行ったからである。

民法典第1385条および第1383条の文言によれば、Xは法律上当然にY₁に対し損害賠償を求めるものである。Y₂はXを負傷させた馬の共同所有者であるだけでなく、民法典第1384条により分益小作人（métayer）の責任も負担する。したがって、Y₂にはXに対し法的に負担すべき賠償金額の支払が命じられなければならない。以上の理由から、Y₁およびY₂は各自連帯してXに対する損害賠償責任を負う。

【判 旨】 取消

右腕を骨折した事故の原因はXの不注意のみに帰せられなければならない。その不注意は、道路の右側から逸脱して車道上の馬の直後に来たことにより右側通行を遵守しなかったことにある。この過失は裁判において証明されている。これに対し、同馬に騎乗しているY₁が、Xがさらされている危険に気付くことができず、かつ、Xが被害者である事故を回避することができなかったことが証明されている。したがって、Y₁の過失によって損害が生じたわけではないにもかかわらず、第1審裁判官がY₁に賠償を命

じたこと、およびY₂に責任がまったくないにもかかわらず同じ損害を理由としてY₂に賠償を命じたことは誤りである。

【分 析】

原審判決が民法典第1385条を法律上当然の責任の規定であると解して、Yらの責任を認めたのに対し、本判決は、動物の所有者である加害者が自らの過失の不存在および被害者の過失を立証すれば、責任を免れることができることを明らかにしている。ただ、本判決が過失の推定の法理を採用しているのか否かは必ずしも定かではない。

(3) パリ控訴院1866年7月21日判決¹⁵

【判決要旨】

暴れ出さんとする馬の動きを抑え、かつなだめるために協力している際に負傷した者は馬の所有者に対し民事責任を追及することができる。被害者が責めを負うべき軽率な行為は認められない。

【事実・判旨】

原審判決（セーヌ民事裁判所（tribunal civil de la Seine）1866年2月19日判決）は次のように判示した。

1865年6月25日、乗合馬車が大通り（公道）を走行中、馬車と馬を繋いでいたハーネスが外れ、それが同馬の肩を伝うことにより、同馬は負傷した。その結果、同馬は興奮し、馬車の搭乗者が危険にさらされることになった。この著しい危険に鑑み、また、賠償責任によって同馬車の経営が損なわれことになる事故の結果を回避すべく、Xは御者を手伝いにやってきた。そして、馬の動きを押さえ、かつ馬をなだめようと努力した。

このような状況にあって、Xは重大な傷害を受けた。乗合馬車所有者であるY会社は、Xが上記協力に際し軽率な行為を行ったと陳述していない。Xには、それとは反対の事実が推認される。というのも、Xは長きにわたり、

15 Paris, 21 juillet 1866, S. 1867. 2. 220.

御者であり、馬の操縦と世話に慣れているからである。ナポレオン法典第1385条によれば、動物の所有者は保管下にある動物が惹起した損害の責任を負う。Y会社はXに対し4000フラン支払うよう命ずる。

これに対し乗合馬車所有者であるY会社が控訴したが、本判決は原審判決の判断を是認した。

【分析】

本判決における理論的根拠は必ずしも明らかではないが、「動物の所有者は保管下にある動物が惹起した損害の責任を負う」としつつ、「乗合馬車所有者であるY会社は、Xが上記協力に際し、Xが軽率な行為を行ったと陳述していない。」と判示していることから、Xに過失が認められない限り、Yは法律上当然に責任を負うと解釈しているようである。すなわち、民法典第1385条を法律上当然の責任規定と解しているように見える。そうであるとすると、本判決は、上記破毀院民事部1885年10月27日判決につながるものと評価できようか。

(4) モンペリエ控訴院1866年7月23日判決¹⁶

【判決要旨】

① ナポレオン法典第1385条に定める動物の所有者の責任は、所有者個人の過失の推定を根拠とするものであるから、責任が生じる事故の発生を差し迫ったものとするような動物の欠陥が何ら存在しない場合は、同所有者の責任を援用することはできない。

② とりわけ、同馬が素直でなく、事故発生前のいかなる瞬間にも、おとなしく、攻撃的ではないという性格どおりに行動してはいなかったということが証明されていない以上、家畜である馬を世話する任務を負う者が同馬から受けた傷害は、主人の責任を発生させない。

【事実】

16 Montpellier, 23 juillet 1866, S. 1867. 2. 220.

原審判決（モンペリエ初審裁判所（tribunal de Montpellier）1866年 6 月 9 日判決）は次のとおり判示した。

1866年 2 月18日，農場使用人であるAは厩舎の水飲み場に誘導した馬に右膝を激しく蹴られた。同馬はYが所有していた。事故の翌日から死亡日まで継続的にAを治療していた医師によると，Aの膝関節に対する同馬の一撃は重大な疾病を引き起こし，3ヶ月にわたる苦痛の後，Aは死亡した。したがって，2月18日の事故によってYの責任が生じたか否かを調べる必要がある。

民法典第1385条によれば，動物の所有者またはこれを利用する者は，それが管理下にあるが，迷走または逃走しようが，それを使用している間に同動物が惹起した損害について責めを負う。犯した過失が事前に認められることを責任の条件とする民法典第1382条とは異なり，民法典第1385条は，絶対的な表現により，かつ無条件に，損害を惹起した動物の所有者の責任を言明している。この責任が所有者自身の過失が認められる場合に限り生じるとするのであれば，所有者には民法典第1382条によって責任が生じるのであるから，民法典第1385条は無駄なものとなるだろう。したがって，この特別責任は，民法典第1382条とは無関係であり，同条が対象としていない損害の特別な原因について賠償させる必要性および意図に由来するものである。民法典の条文に合致するこのような解釈は，衡平というもっとも明確な原理に合致する。

その結果，人にそそのかされて動物が損害を発生させたのではなく，本能的な衝動により何らかの損害を惹起したにもかかわらず，動物の所有がもたらす利益を享受する所有者が結果として生じうる不都合を免れることは不当であろう。したがって，民法典第1385条は，「利益があるところに，負担あり。」（ubi emolumentum, ibi est onus）という法諺が適用される以外の何物でもないことを認める必要がある。

2月18日にAはYが所有する馬によって右膝を蹴られたことが実際に確かであるにもかかわらず，Yの名において，Xの側に過失や何らかの不注

意があったことは主張されていない。その上、非の打ち所のないAの上記経歴が示しているとおおり、Aは、節度をもって慎重に、ささやかな職務を遂行しているのであって、これについては被告も争っていない。そして、それは、2月18日の日中に例外的に過失を犯したという推定を排除するものである。したがって、同馬を扇動してもいないのに、同馬が不幸なAを脚で乱暴に蹴飛ばしたとするのであれば、同馬の性格が日頃は臆病ではなかったとしても、同馬が素直でないことを必然的に認めなければならない。

使用人として馬の世話をする仕事に従事することによって、Aは黙示的かつ暗黙の内に、その業務固有の不可避性から派生するあらゆる危険、すなわち普通の用心では回避できない危険を引き受けたという無意味なことが主張されている。明確な条文がなく、受け入れがたい過酷さを伴うこの理論は、労働契約の本旨に反するだけでなく、衡平原則にも反する。わずかな給料と引き換えに、理性を失った動物の気まぐれで自身の生命を失う可能性を受け入れることや、Aが自らの過失や不注意で引き起こしたわけでもない事故による、せめてもの金銭的な賠償請求権まで取り上げることによってAの家族を悲惨な状況に追い込むことを当然とするのはたしかに馬鹿げている。以上認定した事実から、Yは、Xに対しAの死亡に起因する損害を賠償する義務を負う。

【判 旨】取消

控訴人Yによれば、Aの死亡の原因となった攻撃を行った馬は、手に負えないものではないことが証明されている。また、事故発生前のいかなる瞬間にも、おとなしくて攻撃的ではないという性格どおりに行動していたわけではないとの主張は見られない。他方、同馬はAの管理下において他人と一緒にいたことが認められており、A自身が、動物が他人に対して惹起しうる損害につき責任を負っていた。

以上から、権利承継人が、所有者に対し、A自身が被害者であった事故、すなわち自ら負担した任務に鑑み被害者自身に帰責しうる事故につき、改めて責任を課することができることを認められない。

ナポレオン法典第1385条に定める所有者の責任は、個人の過失の推定を根拠とするものであるが、本件動物はおとなしいので本訴訟の対象である事故の発生を差し追ったものにしたり、その蓋然性を高めたりするものではないのであるからYに過失は認められない。

したがって、馬が後ろ足で蹴り上げたことは、Aの不用心または不注意による行為か、不可抗力となる純粋に偶然な事象によって引き起こされたものであるから、Yに何ら責任を生じさせるものではない。上記状況において、死亡した被害者の不幸な家族に同情すべき点はあるものの、法原理に従えば、Xに何の補償も与えることはできない。

【分 析】

本件の原審判決は、まず、民法典第1385条が民法典第1382条の適用例に過ぎないという解釈を明確に否定しつつ、前者の自律性を認めた上で、そのような解釈が衡平という原理に合致していると判示する。さらに、民法典第1385条は受益者負担の原則の規定であるとする。以上の認識に立って、馬に蹴られて死亡した被害者の側には過失が認められないとして遺族の動物の所有者に対する損害賠償請求を認容している。明確に宣言しているわけではないが、同判決は民法典第1385条を動物所有者の法律上当然の責任規定と考えているように見える。そうであるとするならば、同判決は、前掲破毀院民事部1885年10月27日判決の法理を先取りしているともできようか。

これに対し、本判決は、民法典第1385条は動物所有者の過失の推定を根拠とすると解した上で、同人の過失を認めず、かつ、被害者の過失または事故の不可抗力性を推認している。この法理自体は、前掲破毀院審理部1879年12月23日判決につながるものであるから、結果的に、原審判決の方が事案の具体的妥当な解決の点から見れば優れており、むしろ控訴院判決よりも先進的であると評価できようか。

(5) ボルドー控訴院1874年3月10日判決¹⁷

【判決要旨】

① 分益小作人は、所有者との関係で、従僕または家事使用人とみなすことはできないとしても、同人は、通常の資格を外れて、所有者の被用者として行動することができるし、その結果として所有者に責任を負わせることができる（民法典第1384条）。

② 本件は、所有者がその分益小作人に、雄牛を出品させるべく、小作地から農業コンクールに向かわせる任務を課した特別な場合である。このような場合、所有者は、たとえ所有者が小作人に対し、自身が受領できる奨励金を譲る意図を有しており、事実それを恩恵として与えていたとしても、同動物が惹起した損害の賠償責任を負う。

③ 動物の所有者は、自身に過失がなかったとしても、動物が惹起した損害について責任を負う。

【事 実】

ベルジュラック民事裁判所 (tribunal civil de Bergerac) 1870年8月23日判決は、概ね次のように判示した。1870年2月24日、前年9月5日にY所有の雄牛を分益小作人であるAが誘導中に発生した事故によって受けた傷害による損害につき、XはYに対し5000フランの損害賠償を求めた。これに対しYは次のように無責を主張した。本件牛は、村の中で所有しているが、これは小作農家に賃貸された家畜の一部である。この動物は、事故発生の日には分益小作人が引率中であつた、そのような状況下で同小作人が犯した過失の結果については小作人だけが責任を負う。Yは事故を予測・予見することができなかつたのであるから、これは不可抗力である。Xは、事故発生時には、他の人々と共に、Bが御者である馬車に搭乗中であつた。

民法典第1385条は、動物の所有者またはこれを利用する者は、それが管理下であろうが、迷走または逃走しようが、それを使用している間に同動

17 Bordeaux, 10 mars 1874, S.1874. 2. 252

物が惹起した損害について責めを負うと規定しているように、動物が惹起した損害が所有者の過失による場合とよらない場合とを区別していない以上、それが原則であるから、これを区別することは許されない。

民法典第1382条は、原則として加害者の側に過失が認められる場合に限り損害賠償責任を負わせていることは明白である。しかしながら、民法典第1385条は民法典第1382条と同じ章にあるとはいえ、立法者がこれを民法典第1382条の影響下に置くことを考えずにその条文が構想されたものであることは明らかである。

本件損害は、Yが所有者または少なくとも共同所有者である雄牛が惹起したことは明白である。以上から、Yの免責の主張は認められない。

これに対し、Yは、民法典第1385条は、動物の所有者または事故発生時にこれを使用していた者に対して責任を課すものであるが、本件では、雄牛は分益小作人の共同所有に関わるものであり、同小作人だけが使用および管理していると主張して控訴した。

【判 旨】控訴棄却

分益小作人は、所有者との関係で、おそらく、従僕または家事使用人とみなすことはできないのであって、むしろ小作農または協力者（associé）とみなさなければならない。しかしながら、それでもなお、同人は、通常の資格を外れて、所有者の被用者として行動することができるし、その結果として所有者に責任を負わせることができる。

本件において、Yは、ベルジュラックで開催されている農業コンクールに雄牛を送り出した。その牛が本件事故を惹起した。その牛は出品として登録されたが、2等賞となり、銅メダルと100フランが与えられた。その牛は、Aが分益小作人である小作農家に賃貸された家畜の一部であったことが認められる。Aは、共同所有者として牛を所有することができた。本件において、同人はYに代わり、Yの命令で牛をベルジュラックに誘導していないし、引取に行ってもいないことは確かである。被用者であれば誰でもそのような仕事はできたであろう。

YがAに対し、自身が受領できる奨励金を譲る意図を有しており、事実それを恩恵として与えていたことはそれほど重要ではない。というのも、そのような自由は自身がただ1人の受益者になることを妨げるものではないからである。

ベルジュラックからの帰り道、動物は現実には利益を受ける者の管理下および使用下にあったわけではない。しかしながら、それとは反対に、Yに代わり、Yの危険の下で、民法典第1384条の文言に従い責任を負わなければならない被用者によって誘導されていた。

【分析】

本判決文からは、事故の詳細は必ずしも明らかではないが、牛の所有者からベルジュラックで開催された農業コンクールに参加すべく牛の誘導を分益小作人が依頼されたところ、その誘導中に、同牛が原因で、馬車に搭乗中の者が傷害を受けたという事案である。同被害者は牛の所有者に対して、民法典第1384条および民法典第1385条を根拠として損害賠償を請求した。

本件原審判決は、「民法典第1382条は、原則として加害者の側に過失が認められる場合に限って損害賠償責任を負わせていることは明白である。しかしながら、民法典第1385条は民法典第1382条と同じ章にあるとはいえ、立法者がこれを民法典第1382条の影響下に置くことを考えずにその条文が構想されたものであることは明らかである。」と判示して、民法典第1385条の自律性を明確に認めている。その上でYの免責の主張を排している。

本判決は、民法典第1384条の使用者責任を動物所有者に認めている。そして、必ずしも明確ではないが、民法典第1385条の所有者責任も認めているようである。その場合、Y自身には過失が認められないので、過失の推定ではなく、法律上当然の責任という考え方を採用しているかのようにも見える。

3-2. 裁判例の総合評価

以上、1864年から1874年までの約10年にわたる下級審裁判例の分析を

行った。いずれの判決も民法典第1385条の自律性を認めている。一方、2件の重要な最高裁判決（破毀院審理部1879年12月23日判決・破毀院民事部1885年10月27日判決）の法理（所有者の過失を推定する法理および所有者の責任を推定する法理）を先取りするかのような判示も見られる。そこには事実審裁判官（下級審裁判官）が紛争の妥当な解決を目指して、真摯に法解釈論を展開する姿を見て取ることができよう。

4. おわりに

以上、19世紀のフランスにおける、自動車登場前の交通事故とその被害者を補償する法理の展開について検討した。当時は牛馬車が運送車両の中心であった。そこでは、所与の根拠法（民法典）をどのように活用するかが問題とされた。下級審裁判例は様々な解釈を提示し、当時としては先進的ともいえる判断も少なからず見られた。

最高裁は、まず、民法典第1385条を同1382条に従属するものとは見ず、これを動物所有者の過失の推定規定と解して、その自律性を認めた。しかし、それは動物所有者の反証を許すものであるから、被害者保護に十分とはいえなかった。最高裁は、その後、民法典第1385条を責任推定規定と解することになる。責任が推定される以上、動物所有者は自己に過失がなかったことを主張するだけでは不十分で、事故が抗し難いものであったことを主張せざるを得なくなったのである。

この判断は極めて重要である。何故ならば、過失の推定という考え方は、あくまでも動物所有者の責任を過失責任の枠組みの中でとらえているのに対し、責任の推定という考え方は、そのような枠組みから脱却しているからである。すなわち、前者は、所有者が動物を所有・使用するにあたっての注意義務違反を問題にしているが、後者は動物を所有していることから利益を得ている者は、その動物の行動に伴うリスクを法律上当然に負担し

なければならないという発想に立っている。動物は、それが平常はおとなしい性格であったとしても、突如予期せぬ行動を起こし、第三者に被害をもたらすことがある。したがって、所有者が動物を注意深く管理していたとしても事故は生じうるのである。責任推定の法理によれば、損害を惹起した動物の行動がその動物以外の原因による場合（不可抗力の場合）のみ、所有者は責任を免れることになる。

このようにフランスでは、相当に古い時代から、交通事故被害者の補償法理が展開されてきた。そのような歴史の延長線上に現在の交通事故法（1985年7月5日法）が存在する。同法は、現在、さらなる被害者保護的修正を経て、民法典に組み込まれる方向にある¹⁸。これが実現すれば、フランスの交通事故被害者補償制度は相当に充実したものとなろう。

現在、人々の関心は自動運転車の事故とその被害者を補償する法理の探究に向かっており、フランスでも、大いに議論されているところである。そのような折、フランスにおける交通事故補償法理の出発点ともいえる馬車等の交通事故被害者の補償法理を省みることにこそそれなりの意義は認められよう。

18 同法律案の内容を分析した論稿として、山野嘉朗「フランス民事責任法改革と交通事故法改正」損害保険研究79巻1号1頁（2017）、同「フランス交通事故法改正の補足的分析・検討—2016年草案と2017年法案の比較を中心に」愛知学院大学宗教法制研究所紀要58号149頁（2018）参照。なお、同法律案については2020年7月以降、本格的な審議が再開されたようである（*Jurisp. Auto.* 2020. n° 931, p. 6）。